

令和8年第1回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和8年3月19日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で再開された。

1. 出席議員（13名）

2番	檜 鼻 貴 博 議員	3番	速 水 真由子 議員
4番	松 本 弘 康 議員	5番	久 保 幸 子 議員
6番	岩 本 克 己 議員	7番	谷 川 暢 一 議員
8番	川 島 富士夫 議員	9番	倉 谷 明 議員
10番	増 井 文 雄 議員	11番	藤 田 正 美 議員
12番	熊 谷 勘 信 議員	13番	辻 岡 正 和 議員
14番	北 原 武 道 議員		

2. 欠席議員

1番 中 村 美 穂 議員

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 旭 明 男 書記 堀 田 美名子

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	総 務 課 長	竹 内 正
会 計 課 長	石 倉 治 夫	観光まちづくり課長	池 田 和 哉
税務住民課長	松 宮 登志次	環境安全課長	中 村 辰 也
福 祉 課 長	中 村 和 幸	子育て支援課長	原 田 太 輔
健康医療課長	田 中 啓 司	建 設 課 長	飛 永 浩 志
上下水道課長	宮 田 雅 秋	農林水産課長	岸 本 晃 浩
パレオ文化課長	中 西 みや子	歴史文化課長	吉 村 卓 也
教育委員会事務局長	山 本 裕 之		

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第10号 若狭町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第 3 議案第11号 若狭町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について

日程第 4 議案第12号 若狭町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定
める条例の制定について

日程第 5	議案第 13 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 6	議案第 14 号	若狭町印鑑条例の一部改正について
日程第 7	議案第 15 号	若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 16 号	若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 17 号	若狭町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 10	議案第 18 号	若狭町コミュニティセンター条例の一部改正について
日程第 11	議案第 19 号	若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 12	議案第 20 号	若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 13	議案第 21 号	若狭町みかた温泉施設条例の一部改正について
日程第 14	議案第 22 号	若狭町体験学習臨海休養施設条例の廃止について
日程第 15	議案第 23 号	小川休憩所施設条例の廃止について
日程第 16	議案第 24 号	若狭広域行政事務組合規約の変更について
日程第 17	議案第 25 号	小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について
日程第 18	議案第 26 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 19	議案第 27 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 20	議案第 28 号	若狭町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 21	議案第 29 号	令和 8 年度若狭町一般会計予算
日程第 22	議案第 30 号	令和 8 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
日程第 23	議案第 31 号	令和 8 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 24	議案第 32 号	令和 8 年度若狭町直営診療所特別会計予算
日程第 25	議案第 33 号	令和 8 年度若狭町介護保険特別会計予算
日程第 26	議案第 34 号	令和 8 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
日程第 27	議案第 35 号	令和 8 年度若狭町営住宅等特別会計予算
日程第 28	議案第 36 号	令和 8 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
日程第 29	議案第 37 号	令和 8 年度若狭町水道事業会計予算

- 日程第 3 0 議案第 3 8 号 令和 8 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 9 号 令和 8 年度若狭町下水道事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 4 0 号 令和 8 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第 3 3 議案第 4 1 号 町道路線の廃止及び変更について
- 日程第 3 4 議案第 4 2 号 財産の処分について
- 日程第 3 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 7 各委員会の閉会中の所管（所掌）事務調査の件について
- 日程第 3 8 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前 10 時 30 分 開会)

○議長（熊谷勘信議員）

ただいまの出席議員数は 13 名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第 1 会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議員）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番 松本弘康議員、5 番 久保幸子議員を指名します。

～日程第 2 議案第 10 号から日程第 34 議案第 42 号～

○議長（熊谷勘信議員）

日程第 2、議案第 10 号「若狭町犯罪被害者等支援条例の制定について」から日程第 34、議案第 42 号「財産の処分について」までの 33 議案を一括議題とします。

この 33 議案については、去る 2 月 26 日、それぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会 増井文雄委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（増井文雄議員）

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る 2 月 26 日、令和 8 年第 1 回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案 16 件であります。

議案審査のため、3 月 2 日午後 1 時より委員全員出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第 10 号「若狭町犯罪被害者等支援条例の制定について」であります、犯罪被害者等基本法に基づき条例を制定するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 事件被害者への見舞金は積立金とするのか。また、見舞金の対象となる親族はどの範囲か。

答 都度予算化する予定である。見舞金の対象となる親族の範囲や順位は別に定められており、配偶者や生計を維持していた子供、父母、孫、兄弟等となる。

問 条例にある町の責務とはどこまでとなるのか。専門家を配置する予定はしているのか。

答 住民の生活に密着した住民サービスの多くは町が所管しており、支援に関しても町が関わるのが大事である。現状では専門家の設置は考えていないが、今後、必要となれば対応を考えていく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 法律の公布が令和5年及び令和6年となっているが、この時点で改正するのはなぜか。

答 2年6か月以内の施行ということで、総務省からは令和8年9月に施行予定と聞いている。6月議会でも間に合うが、内容が確定しているので今回改正をさせていただく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「若狭町印鑑条例の一部改正について」であります。電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」であります。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行及び地方公共団体情報システム標準化による機能追加に伴い、条例を一部改正する

ものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、人事院勧告に準じ、一般職の職員の給与に関する所要の規定を整備することに伴い、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「若狭町コミュニティセンター条例の一部改正について」ですが、田上コミュニティセンターを田上区へ譲渡することに伴い、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「若狭町みかた温泉施設条例の一部改正について」ですが、光熱水費の高騰に伴い温泉施設の利用料金を改定するため、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「若狭町体験学習臨海休養施設条例の廃止について」ですが、施設の機能廃止に伴い、条例を廃止するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 今後、協議を進めていくとしているが、まちとしてどのように考えているのか。

答 本施設はバーベキュー施設であるが、配管がかなり老朽化しているため、同じような活用は難しいと思っている。漁港内の施設であり、小川区の漁業関係等で活用できないか、現在、調整を図っているところである。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「小川休憩所施設条例の廃止について」ですが、施設の機能廃止に伴い、条例を廃止するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 休止扱いとなり、このまま放置されると危険である。今後、小川区と協議も必要と思うが、どのように進めていくのか。

答 物置などへの活用になると思う。今後、小川区と協議し進めていきたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「若狭広域行政事務組合規約の変更について」であります。同組合の事務所が移転することとなったため、組合規約の変更について協議するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 若狭広域行政事務組合の事務所が小浜市役所に移転すると、上中庁舎3階が空室になってしまいが、今後の利活用について何か検討されているのか。また、小浜市役所内の配置はどうなるのか。

答 事務所の移転については、5月上旬には完了予定になっており、令和8年度内に活用方法について考えていきたいと思っている。なお、事務所は小浜市役所内の1階と4階に構え、広域行政事務組合議会は、会議室等を活用する予定と聞いている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」であります。委託事務の委託期限の変更に伴い、組合規約の変更について協議するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 この規約は、3年ごとに更新されているが、今後、若狭町ではこの施設はできないということによいのか。

答 規約の更新については、小浜市と協議を行い3年としている。施設が稼働している間は、基本的には事務委託をさせていただきたいと考えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」であります。世久見うみべの家改修工事に伴う辺地対策事業債の発行及び措置のため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 今回、世久見うみべの家改修工事に、この地方債を活用するが、今後、世久見うみべの家の改修工事が再度必要となった場合、同様に活用できるのか。

答 基本的には活用できる。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をも

って、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第２７号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」ですが、下水処理施設神子処理場及びみさき漁村体験施設の整備に伴う辺地対策事業債の発行及び措置のため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第２８号「若狭町過疎地域持続的発展計画の変更について」ですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、若狭町過疎地域持続的発展計画を変更するものです。

説明の後、特記すべき質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第４１号「町道路線の廃止及び変更について」ですが、町道から農道への変更に伴う廃止及び一般国道１６２号改良工事に伴う変更などです。

説明の後、特記すべき質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第４２号「財産の処分について」ですが、田上コミュニティセンターを田上区へ譲渡するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議員）

教育厚生常任委員会 川島富士夫委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（川島富士夫議員）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る２月２６日、令和８年第１回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案５件であります。

議案審査のため、３月２日午前９時より委員６名出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第１１号「若狭町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ですが、本案は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

が創設されたことによる児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 利用時間が子供1人当たり月10時間ということだが、諸事情により超える可能性もある。ほかの方法に変えても預かってもらえるのか。

答 こども誰でも通園制度では対応が十分でない場合も考えられる。ほかの一時保育や一時預かりの制度も活用いただける。子育て支援課で面談等を行い、この事業を説明した上で利用いただく考えである。

問 民間も含め全ての保育所（園）が、この基準を満たしているのか。

答 基本的な設備はどの保育所（園）も問題なく、運営基準を満たしている。

問 こども誰でも通園制度の実施場所は上中地域にあるののはな保育園ととばっ子保育園だが、三方地域にはないのか。

答 保育士の配置基準等を含め検討させていただいた結果、現在、0歳の受入れを行っているののはな保育園、一時保育を行っているとばっ子保育園で開始していく。今後、面談等で意見が出てきたときには検討をさせていただく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「若狭町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。本案は、乳児等通園支援事業が給付化されることによる子ども・子育て支援法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の給付費の支給の確認に関する基準を定めるものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、国民健康保険税において子ども・子育て支援金分の賦課徴収等が令和8年4月1日より施行されることと、令和12年の保険料水準の統一に向けて、県が示す標準保険税率により税率を改定していくため、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 今回の改正により、子ども・子育て支援納付金分で税額が上がるが、県の基金投入により下がる。もし、この制度が創設されず、基金投入等がなく従来どおりであった場合、どのようになっていたと想定されるか。

答 令和８年度で仮定すると、診療報酬の増加が予想されていることから、納付額は上がっていたと思われる。上がる要因は近年の物価高騰等による。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第１９号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ですが、本案は、児童福祉法等の改正に伴い、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第２０号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ですが、本案は、児童福祉法等の改正に伴い、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議員）

予算決算常任委員会 谷川暢一委員長。

○予算決算常任委員会委員長（谷川暢一議員）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る２月２６日、令和８年第１回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました、議案第２９号「令和８年度若狭町一般会計予算」から、議案第４０号「令和８年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの１２議案について、審査報告をいたします。

議案審査のため、３月１０日及び１１日の２日間、委員会を開催し、１２名の委員出席の下、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか関係課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

まず、議案第２９号「令和８年度若狭町一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を１２億２億４、８００万円と定めるもので、骨格予算の前年度との比較では、１０億２、２１４万円の増加、率にして９．１１％の増加となっています。

予算内容の歳入では、町税は１８億４、９０８万９、０００円で、前年度と比較し３．１３％の増加、地方交付税は４３億円で１．６％の減少、国庫支出金は９億８、７３２万５、０００円で８．６６％の減少、県支出金は１３億７、８０３万６、０００円で６．

51%の増加、寄附金は6億419万円で0.03%の減少、繰入金は11億3,362万3,000円で86.89%の増加、町債は6億1,620万円で86.5%の増加などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費は25億8,011万6,000円で8.29%の増加。主な事業は、ふるさと納税推進事業やSDGsまちづくり推進事業、デマンド運行事業などであります。

民生費は29億5,710万8,000円で0.51%の増加。主な事業は、パレオ若狭管理事業や地域子育て支援拠点事業などであります。

衛生費は15億241万5,000円で11.28%の増加。主な事業は、地域医療確保事業や清掃総務費などであります。

労働費は2,641万8,000円で33.16%の増加。主な事業は、特定地域づくり事業、協同組合事業などであります。

農林水産業費は7億4,861万5,000円で22.65%の増加。主な事業は、多面的機能支払交付金事業や土地改良事業費、集落基盤整備事業などであります。

商工費は3億2,381万5,000円で53.73%の増加。主な事業は、観光まちづくり推進事業などであります。

土木費は11億6,697万6,000円で69.86%の増加。主な事業は、道路改築事業などであります。

消防費は4億8,230万8,000円で9.4%の増加。主な事業は、敦賀美方消防組合負担金や若狭消防組合負担金などであります。

教育費は12億1,043万7,000円で7.54%の減少。主な事業は、学校空調整備事業や給食センター費、鳥羽地区拠点施設整備事業などであります。

公債費は11億4,234万9,000円で2.23%の減少であります。

以上が、令和8年度若狭町一般会計予算の概要であり、次に審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問 地方交付税が7,000万円減となっているが、令和9年度以降も同様に推移するのか。

答 交付税措置のある地方債の償還が順次終了していること、また、令和8年度から令和7年度の国勢調査の数値を使用するため、人口減少が影響し、減額となっている。ただし、新たな地方債の発行も交付税措置のあるものを活用しているので、今後は大きく減ることはない。

子育て支援課関連では、

問 子育てアプリの利用者数はどの程度か。

答 アプリの登録件数は412件である。4月から始まるこども誰でも通園制度にもアプリを活用し、利用を促進していく。

問 5歳児健診の主な目的には、子供の特性を早期に発見し、適切な支援につなげるとあるが、どのようにするのか。

答 若狭町では、これまでも保育カウンセラーの指導等により、支援が必要となった方には継続支援ファイルを作成しており、5歳児健診でも活用していきたいと考えている。5歳児健診は保護者理解が重要であり、検診には保護者にも同席していただく。多動性、衝動性、考える力、聞く力等といった項目における支援内容を把握した上で、保育所、家庭、学校をつなぐ形にしていく。

健康医療課関連では、

問 がん検診は公式LINEでも申込みができるということだが、町民は公式LINEにどの程度入っているのか。

答 現在の登録数は約4,900名である。検診の申込みは、今までどおりの申込用紙や電話によるものに加え、公式LINEからの申込みを追加したものである。

問 レイクヒルズ美方病院へは、美浜町と分けて、若狭町として1億6,000万円余りを負担する予算となっているが、레이크ヒルズ美方病院の現状と今後の支援策について教えていただきたい。

答 レイクヒルズ美方病院の負担金については、協定に基づき54.49%の負担割合となっている。레이크ヒルズ美方病院からは、入院患者数の減、人件費の増、物価高騰等で経費が増え、経営状況は厳しいと聞いている。収益を上げるために、様々な取組はしているが、収益以上に支出が大きく、赤字部分については、小浜病院組合の中で協議し、検討していくと聞いている。町としても、小浜病院組合と構成市町で議論し、協議していく。

税務住民課関連では、

問 町税は個人と法人税があり、前年度と比べ増えているが、一方で独り暮らしや困窮者も増え、滞納金が増えるのではないかと。滞納者への対応について、ほかの課との連携も併せて、どのような対応を取っているのか。

答 滞納事務に関しては、町税だけでなく、各種公共料金、家賃等担当課が分かれるが、連携会議を持ち、総合的に滞納事務が進められるよう連携している。

問 固定資産税について、三方地域が過疎地域に指定されたことで優遇されると聞い

たが、どうなのか。

答 法人事業所が設備投資をし、償却資産の対象となった税に対し優遇措置が適用となる。令和7年度は2事業所に適用している。

観光まちづくり課関連では、

問 インバウンド事業の外国人観光客のレンタカー利用については、外国人の日本国内での免許制度について問題になっている。町内は日本人から見ても運転しやすい道ではない。外国人がレンタカーを運転されることには懸念はないか。流入を促進するなら、レンタカーだけでなく、JRバスなどの利用も選択肢として入れてはどうか。

答 京都に滞在している外国人観光客を呼び込むため、ランドオペレーターやレンタカー会社を通じ、レンタカー利用料を補助するもので、令和8年度はテストマーケティングとして実施する。交通安全は最低限守っていただかなければならないことであり、周知していきたい。また、JRバスの利用については、利用者が減少しており、インバウンドの活用も有効と思う。まずは最近伸びているレンタカーの状況も確認しながら、観光と連携した公共交通の充実も検討していく。

問 老朽危険空き家除却補助金は所有者に対し補助するものとなっているが、所有者が分からない場合、どのように対処するのか。

答 特定空家であれば所有者調査ができるが、特定空家以外の一般の建物は個人等で専門の方をお願いし調べることとなる。年2回、空き家なんでも相談会を実施している。その場で司法書士や宅建士、建築士の3名で相談を受ける機会を設けているので、そこで相談いただきたい。

問 空き家対策について、広報わかさ12月号でも空き家対策を特集され、町民には空き家にしないための周知ができたが、町外に住んでいる方に対する周知や、意識を持ってもらうなど、対策をどう考えているのか。

答 空き家にならないようにする取組として、固定資産税の納税通知書に空き家に対する制度を網羅したパンフレットチラシを同封している。放置状態にある空き家も税金を納めていただいているので届いている。深刻な状況の空き家については、管理をされている方にアプローチをかけ、支援も必要と考える。

問 「わかさ100人カイギ」とはどのような目的で、こういった構成メンバーの会議なのか。

答 著名人や、ふだん地域で活動されている方の活動内容等の発表の場として、「わかさ100人カイギ」を設ける。発表などを聞きに行く方など、関わる方が増えて、まちづくりの意識を高めていただくこと、また、この機会を通じて行政や地域への思いを

話していただき、そこでの意見を今後のまちづくりに生かしていきたいというものである。

問 今津から小浜まで運行しているＪＲバスについては、若狭町から補助金は出していないのか。

答 ＪＲバスの補助金については、県から出ており、若狭町からはない。過去、令和４年と令和５年にコロナ禍における減収補填で町から出している。

問 小浜市宮川から小浜市内へ行くコミュニティバスがあるが、上野木や下野木に停留所があり、若狭町のマークが入っている。若狭町から分担金など出してはいないのか。事故等があった場合の責任問題はどうか。

答 若狭町から分担金はない。小浜市のあいあいバスは週３便、午前、午後１便ずつ運行しており、小浜市民、若狭町民、どなたでも乗車できる。事故については、通常、運行業者の責任となる。今後とも小浜市と話を進めながら、公共交通について進めていきたい。

問 若狭・三方五湖ツーデーマーチの予算が増額となっているが、会場設営費等委託について、委託先や委託の規模、全体の設営予定図などあるか。

答 委託業者選定はこれからとなる。今回は、音楽関係のアーティストのステージを企画しており、ファミリー層を中心に参加者数を５，０００人規模に増やしたいという思いである。アーティストから会場設営について要望されることも想定した予算規模としている。

問 マスタープランは昨年９月補正で新規に計上し、観光まちづくり課主管で２か年で策定するということがあった。令和８年度も２年目として当初予算に計上しているが、１年目の経過報告等、説明を求める。

答 まちづくりマスタープラン策定に当たり、令和７年度は策定委員会を立ち上げ、基礎調査などを進めてきた。委員長には東洋大学の根本教授に入ってもらい、その他都市計画関係の方等に参画いただいている。また、農業、商工、観光、健康福祉など様々な分野から住民の皆様にも参画いただき、令和８年度も引き続き進めていきたいと考えている。

環境安全課関連では、

問 防災危機管理監の配置はどうなるのか。

答 防災危機管理監については、町の職員と同じような扱いで、週５日間常勤という形で勤務に携わっていただく。有事の際も当然現場に来ていただき、指揮等の補助をしていただく。報酬については、上限６８０万円となる。自衛隊福井地方協力本部とも内

容を精査し募集していきたい。

問 三方五湖のヒシ対策事業負担金について、ここ数年ヒシは発生していないので、負担金をなくし、硫化水素の問題等、臨機応変に対応できる事業にできないか。

答 ヒシ対策については撤去、処分の作業だけでなく、こういった要因で発生しないのか調査も含め取り組んでいる。硫化水素対策やアオコ対策などにも活用できないか引き続き県と協議を進めていきたい。

建設課関連では、

問 嵯峨水門について、漁業補償の関係があり簡単に開けられないと聞いたことがあるが、近年開けたことはあるか。閉鎖するという考えはないのか。修繕する必要はあるのか。

答 過去、旧町時代に開けた際、汽水が流れ込み、風評被害が数年間出たことがあったと聞いている。その後、関係者（福井県、美浜町、若狭町、美浜町漁業協同組合、海山漁業協同組合、三方湖辺水害予防組合）による協定者会議により、開閉に関する協議を実施している。今後、開閉する可能性も考えられることから、施設の維持管理として修繕する。

問 鳥羽川の改修工事はいつ終わるのか。

答 この事業は、県営により下吉田のほうから国庫事業にて河川改修を行ってきたが、軟弱地盤のため時間がかかり、国庫事業が打ち切られた。ＪＲより上流については、県単により改修が進められてきたが、三生野と麻生野の間にあるため池まで、県の予算措置が進まず、改修が進んでいない。現在、町では事業を早期完成させるため、鳥羽地区及び町が協力して、河川改修で支障となる町道橋１０橋を４橋に統廃合し、その４橋について河川改修計画断面に沿った橋の架け替えを進めており、県に対し、早期完成するよう要望しているところである。

パレア文化課関連では、

問 舞台照明の設備更新について、照明操作卓の更新ということだが、舞台照明も含むのか。

答 令和８年度の工事費には照明本体は入っていない。主に照明操作卓部分の更新である。

問 音楽ホールの年間行事について、美浜町のなびあすと比較するような意見は届いているのか。または、それを基に、こういった企画、スケジュールを立てたのか。

答 なびあすとの比較については、アンケート等でも届いており、事業を計画するための有識者による企画委員会でも、そういった話がある。今年度、なびあすと事業調整

をし、次年度以降も事業がかぶらないよう、お互いの事業で評価がよかった事業など、意見交換会をしている。

教育委員会関連では、

問 鳥羽地区拠点施設整備事業について、基本計画策定の中で官民連携の検討等を行うワークショップを行うということだが、具体的に、どのように実施するのか。

答 基本計画策定の過程で、住民によるワークショップやアンケート調査を実施する。特に若者や子育て世代等、これまで公民館利用の少ない層の意見を積極的に取り入れ、計画に反映していきたいと考えている。

問 地区公民館のコミュニティセンター化についても、これから検討していくのか。鳥羽地区だけにするのか、町全体とするのか。

答 コミュニティセンター化についても基本計画を策定する中で、地域の方と検討していきたい。

問 クラウドファンディングによる寄附金1,271万5,000円のうち、美方高校後援会活動支援補助金の150万円以外は、当初から町の教育に使うことを目的にしたものだったのか。

答 クラウドファンディングの公募に当たり、目標金額を超えた場合、町の教育施策に活用するとしている。美浜町も同様で行っている。活用方法については寄附者へ報告する義務があり、結果はお知らせすることとなっている。

問 三方、上中両中学校体育館の工事はほぼ同じ内容だが、発注方法、工期はどう考えているのか。

答 工事のスケジュールとしては、夏休み期間中に工事を終え、2学期から使用したいと考えている。空調機器が受注生産品であり、全国的に体育館の空調工事が集中しているため、納期に3～4か月かかると聞いている。今後、早期に発注しできる限り早い完了を目指している。発注については三方中学校、上中中学校、それぞれの工事で発注と考えている。

問 学校の再編ビジョンを今後策定されていく中で、議会への報告はどのように考えているのか。

答 再編計画については、新たな検討委員会を立ち上げ、今後、検討する。ある程度このビジョンが構築された時点で、今年末に地域住民へのパブリックコメントを予定しているが、その前に議会へ中間報告という形で説明させていただきたいと考えている。

問 その他財源でふるさと応援基金が多く使われている。予定金額よりは少なかったものの、納税は多くあった。その中で学校教育に対しての割合と、充当額はどれだけか。

答 令和8年度のふるさと応援基金の充当の状況であるが、今のところ6億円を充当する計画を立てている。そのうち、教育支援に関しては、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業、合わせて9,000万円、率にして15%を充当する予定をしている。また、その他町長が認める事業として、学校ICT環境管理事業、給食センター費、英語教育推進事業、わかさSDGs探究学習推進事業、地域部活動体制整備事業、放課後児童健全育成事業、そういったものにも充当をさせていただいている。

問 給食費無償化について、特別支援学校に通っている子どもについてはどうなっているのか。

答 令和7年度は同額の補助をしている。特別支援学校と協議し、申請をいただいた額を支払うこととしている。令和8年度は小学生については、全て無償化となるため、特別支援学校で無償化される。ただし、小学生のみの措置となるので、中学生については今の要綱が継続される。

農林水産課関連では、

問 若狭の魅力発見事業では、大阪で特産品を直接販売しているようだが、どこに委託し、どこで行っているのか。また、販売高はどうか。

答 委託先は、かみなか農楽舎である。直売所については、大阪市内にあり、そこに物産品を持ち込みPRしながら販売している。実績として、年3回、1回当たり30万円から40万円の売上げがあり、年間で90万円から120万円ほどの売上げである。

問 肥料代などの高騰により、農業経営が圧迫される可能性が十分にある。対応策などを考えているのか。

答 当初予算では物価高騰対策の予算はないが、令和6年度では物価高騰による経費の上昇に対して支援をさせていただいた。令和7年度についてもJAからは支援に対する要望が来ているので、今後、県と協議し、全県で対象となるかどうか協議しながら、支援できることがあればしていきたい。

問 有害鳥獣対策事業について、猟友会のメンバーも令和8年度は2名増えるということだったが、手当を上げる等要求はないのか。

答 捕獲のメインとなる有害鳥獣捕獲隊の方と協議をし、令和8年度予算として、捕獲隊の活動費を増額させていただく予算を計上させていただいている。

質疑を終結し、討論では、

反対討論 若狭町偉人顕彰事業について、かねてより主張している部分が改善されないため本予算は反対すべきと思う。

討論を終結し、採決の結果、委員多数の賛成をもって、原案可決すべきものと決しま

した。

次に、特別会計予算及び企業会計予算の概要について申し上げます。

まず、議案第30号「令和8年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を12億9,912万2,000円と定めるもので、歳入の主なものは、国民健康保険税2億5,405万8,000円、県支出金9億4,873万9,000円、一般会計繰入金9,596万8,000円。

歳出では、保険給付費8億9,523万3,000円、国民健康保険事業費納付金3億2,635万6,000円、保健事業費5,577万5,000円などであります。

次に、議案第31号「令和8年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を2億7,084万1,000円と定めるもので、歳入の主なものは、保険料2億1,637万5,000円、一般会計繰入金5,355万2,000円。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金2億6,801万9,000円などであります。

次に、議案第32号「令和8年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を1億2,352万円と定めるもので、三方診療所分として1億2,233万6,000円、巡回診療所分として118万4,000円が計上されており、歳入の主なものは、診療収入1億416万6,000円、繰入金1,544万5,000円。

歳出では、総務費6,587万5,000円、医業費5,213万6,000円などであります。

次に、議案第33号「令和8年度若狭町介護保険特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を18億3,989万円と定めるもので、歳入の主なものは、保険料3億6,675万4,000円、国庫支出金4億2,772万8,000円、支払基金交付金4億6,356万7,000円、県支出金2億5,623万円、繰入金3億1,912万8,000円。

歳出では、保険給付費16億7,837万9,000円、地域支援事業費7,447万1,000円などあります。

次に、議案第34号「令和8年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を152万9,000円と定めるもので、歳入の主なものは、賦課金121万6,000円。歳出では、総務費62万2,000円、災害補償費88万6,000円などあります。

次に、議案第35号「令和8年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を2,411万7,000円と定めるもので、歳入の主なものは、使用料2,38

1万円。歳出では、住宅管理費2,391万7,000円などがあります。

次に、議案第36号「令和8年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を6,859万8,000円と定めるもので、歳入の主なものは、財産収入4,873万5,000円、基金繰入金1,986万3,000円。

歳出では、土地開発事業費5,600万4,000円、公債費1,214万4,000円などがあります。

次に、議案第37号「令和8年度若狭町水道事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を4億6,597万9,000円と定めるもので、収益では、営業収益3億2,821万2,000円、営業外収益1億3,776万7,000円。費用では、営業費用4億651万3,000円、営業外費用5,846万6,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入2億3,231万9,000円、資本的支出3億2,193万6,000円と定め、不足額8,961万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するもので、収入では、工事負担金418万円、企業債2億80万円。支出では、建設改良費2億3,426万円、企業債償還金8,767万6,000円です。

次に、議案第38号「令和8年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を工業用水道事業収益2,505万8,000円、工業用水道事業費用3,931万7,000円と定めるもので、収益では、営業収益852万1,000円、営業外収益1,653万7,000円。費用では、営業費用3,868万3,000円、営業外費用58万4,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入0円、資本的支出530万円と定め、不足額は、過年度分損益勘定留保資金で補填するもので、支出は、建設改良費です。

次に、議案第39号「令和8年度若狭町下水道事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を8億8,092万6,000円と定めるもので、収益では、営業収益3億4,883万4,000円、営業外収益5億3,209万2,000円。費用では、営業費用8億4,692万9,000円、営業外費用3,299万7,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入3億9,675万1,000円、資本的支出6億5,450万7,000円と定め、不足額2億5,775万6,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,225万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金2億4,550万2,000円で補填するもので、収入では、

負担金2,430万円、出資金1億1,899万3,000円、補助金1億1,915万8,000円、企業債1億3,430万円。支出では、建設改良費3億1,406万2,000円、企業債償還金3億4,044万5,000円であります。

次に、議案第40号「令和8年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を診療所事業収益4億7,630万7,000円、診療所事業費用5億1,179万4,000円と定めるもので、収益では、医業収益2億9,192万4,000円、医業外収益1億8,438万3,000円。費用では、医業費用5億655万7,000円、医業外費用473万7,000円などであります。

また、資本的収入及び支出の予定額を5,241万3,000円と定めるもので、収入は企業債1,110万円、負担金110万円、出資金4,021万3,000円。支出は、建設改良費1,221万円、企業債償還金4,020万3,000円であります。

次に、議案第30号から議案第40号までの審査の過程における、主な質疑を申し上げます。

まず、土地開発事業特別会計では、

問 今後売却に向けたPRについて、金融機関との連携など具体的な取組はどう考えているのか。

答 令和8年度は新聞折込チラシの配布範囲を広げる等、PRを実施する。

次に、工業用水道事業会計では、

問 歳入が前年度から200万円減額となっているが、要因は何か。

答 一者の契約水量が減となったためである。

次に、下水道事業会計では、

問 三方浄化センター監視制御設備更新工事委託業務は一者がするのか。地元業者が関わることはないのか。

答 公共下水道の三方浄化センターは、建設当初より地方公共団体の代行執行機関として日本下水道事業団に工事監理、設計、工事発注を委託しており、今回も同じ方式でさせていただこうと考えている。地元業者でできる工事は地元業者も関われるよう要望する。

次に、上中診療所事業会計では、

問 令和8年度予算の繰入金の見込みを聞いたが、厳しい状況の中で一般会計からの繰入金がどんどん増えていく状態である。令和8年度だけでなく、人件費が上がっていく中で、今後3年ないし5年の歳入歳出の予測を検討していく時期に来ているのではないかと。単年度ではなく、3か年先を見据えた繰入れにしないと、破綻的なことになるお

それがあるが、どう考えているのか。

答 診療所の経営は、ここ数年厳しい状況が続いている。人件費や物価高騰の増加が見込まれる中、本来診療所の収益で経営を維持する必要があり、毎月、経営会議を開催し、各課題に取り組んでいる。地域医療を担う診療所として、三方診療所とも連携を強化し、整形外科など双方の強みを生かすことで、患者を獲得していきたい。人口減少により患者数増加は期待しにくいものの、丁寧な対応を重視し地域に貢献していく。また、令和8年6月の診療報酬改定への適切な対応を行い、収益確保を図りたい。さらに、中長期的には病床数や患者数のバランスを含めた課題に向け、今後も検討していきたい。

議案第30号「令和8年度若狭町国民健康保険特別会計予算」から議案第40号「令和8年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの11議案については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議員）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第10号「若狭町犯罪被害者等支援条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号「若狭町犯罪被害者等支援条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第１０号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１１号「若狭町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第１１号「若狭町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第１１号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１２号「若狭町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第１２号「若狭町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第１２号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１３号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第１３号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第１３号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１４号「若狭町印鑑条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第１４号「若狭町印鑑条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 15 号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」、または「反対」のボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 16 号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第１６号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１７号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第１７号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第１７号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１８号「若狭町コミュニティセンター条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第１８号「若狭町コミュニティセンター条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第１８号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１９号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

[賛成ボタン全員]

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

[賛成ボタン全員]

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「若狭町みかた温泉施設条例の一部改正について」に対する討論

を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号「若狭町みかた温泉施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

[賛成ボタン全員]

○議長(熊谷勘信議員)

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「若狭町体験学習臨海休養施設条例の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号「若狭町体験学習臨海休養施設条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

[賛成ボタン全員]

○議長(熊谷勘信議員)

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「小川休憩所施設条例の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第２３号「小川休憩所施設条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第２３号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２４号「若狭広域行政事務組合規約の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第２４号「若狭広域行政事務組合規約の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第２４号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第２５号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第２５号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第２６号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第２６号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２７号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第２７号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第２７号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号「若狭町過疎地域持続的発展計画の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第２８号「若狭町過疎地域持続的発展計画の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第２８号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２９号「令和８年度若狭町一般会計予算」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

なお、北原議員より資料の提示の申出がありましたので、これを許可しました。

１４番、北原武道議員。

○１４番（北原武道議員）

本予算案、教育費において、若狭町偉人顕彰事業補助金３５万円が計上されております。個人の内心に関わる偉人顕彰事業に行政が補助金を拠出するのは、憲法違反であります。

また、この補助金を受ける団体は、佐久間艇長遺徳顕彰式典実行委員会で、会長は渡

辺英朗氏であります。

渡辺英朗町長が渡辺英朗会長に補助金をつけるわけで、これは民法によって禁止されている双方代理に当たります。

6期目の議会構成となりまして、当初予算に関する初めての討論でありますので、私の見解を少し詳しく述べさせていただきます。

私は、若狭町議会の2期目から議員を務めさせていただいております。議員になった当時、2009年、平成21年ですが、本町には若狭町偉人顕彰会なる組織が存在していました。会長は町長で、全ての集落の区長が役員に名を連ねており、区長を通じて、任意とはいうものの会費1世帯当たり200円以上を集金しておりました。

若狭町偉人顕彰会の下部組織として、佐久間艇長遺徳顕彰会、松木長操奉賛会、若狭膳臣奉賛会、三つの顕彰組織があり、いずれも町長が会長を務めておりました。

町行政のダミー組織が町民から半強制的にお金を集め、佐久間勉、松木庄左衛門、若狭膳臣の顕彰行事を行っていたわけであります。

私は、行政が特定の人物を偉人と決めつけ、それを町民に押しつける、つまり公金や町職員を使って、その人物の顕彰行事を行う、これは、町民の内心の自由を侵す行為である憲法違反である、と指摘いたしました。

その後、若狭町偉人顕彰会は解散となりました。そして、松木庄左衛門の顕彰行事は民間の松木神社奉賛会によって執行され、膳臣の顕彰行事は民間の膳神社奉賛会によって執行されることになりました。

ところが、佐久間勉艇長の顕彰行事に関しては、事もあるうに、町が直営で行うようになりました。2024年度、令和6年度からは、直営でなく、佐久間艇長遺徳顕彰式典実行委員会の主催となりましたが、この実行委員会は町行政のダミー組織にほかなりません。

佐久間艇長の伝記を読みますと、艇長の勤勉さ、誠実さ、そして、努力を惜しまない人であったことに心を打たれます。尊敬に値する人であると思います。

尊敬に値する人であったがゆえに、世の中は彼の人生を利用、悪く言えば悪用いたしました。佐久間艇長の遭難死を戦争美談に仕立て上げ、戦争を教育に取り入れたのであります。

戦前、教科書は国定であり、教育内容は時の政府が決めておりました。行政を行う人も、教育を行う人も、今のように全体の奉仕者ではなく、天皇の命令を実行しなければならない人でした。

このような社会状況の中、修身という科目において、佐久間艇長の生きざまが教材化

され、戦争のための人づくりに利用されたわけであります。これは大正2年版の尋常小学校教科書（巻六）というものですが、18ページにはですね、第9回、沈勇ということで、佐久間艇長のことが書いてございます。このように修身に取り入れられたということです。

戦後、このような教育を反省し、教育の営みは、時の政府に従うのではなく、行政から独立し、直接国民に責任を負って行われるようになりました。役場でも町長部局、教育長部局ということになってますが、修身という子供を戦争に駆り立てた科目も廃止されました。

このように佐久間艇長に対する尊敬の思いは、為政者によってねじ曲げられ、悪用された過去の歴史があることも事実であります。佐久間艇長の顕彰は、艇長を純粋に崇敬する民間有志の人々によって行われるべきであります。

以上、本予算案反対の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号「令和8年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン多数〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成多数です。

したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「令和8年度若狭町国民健康保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号「令和8年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

[賛成ボタン全員]

○議長(熊谷勘信議員)

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「令和8年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号「令和8年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

[賛成ボタン多数]

○議長(熊谷勘信議員)

確定します。

賛成多数です。

したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「令和8年度若狭町直営診療所特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３２号「令和８年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第３２号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３３号「令和８年度若狭町介護保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３３号「令和８年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第３３号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３４号「令和８年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３４号「令和８年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第３４号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３５号「令和８年度若狭町営住宅等特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３５号「令和８年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第３５号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３６号「令和８年度若狭町土地開発事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３６号「令和８年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第３６号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３７号「令和８年度若狭町水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３７号「令和８年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第３７号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３８号「令和８年度若狭町工業用水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３８号「令和８年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第３８号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３９号「令和８年度若狭町下水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３９号「令和８年度若狭町下水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第３９号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４０号「令和８年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４０号「令和８年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第４０号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号「町道路線の廃止及び変更について」に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４１号「町道路線の廃止及び変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第４１号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４２号「財産の処分について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４２号「財産の処分について」は、委員長の報告のとおり決定することに「賛成」または「反対」ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第４２号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

（午後 ０時１７分 休憩）

（午後 １時２９分 再開）

○議長（熊谷勘信議員）

再開します。

～日程第３５ 諮問第１号及び日程第３６ 諮問第２号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第３５、諮問第１号及び日程第３６、諮問第２号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、諮問第１号及び諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、若狭町では、法務大臣の委嘱を受けた６名の人権擁護委員の方が活動されております。

このうち、百田典子氏と高橋香苗氏が、令和８年６月３０日をもって、任期が満了となります。

そこで、次期人権擁護委員として百田典子氏の再任と、新たに三宅真美子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

（午後 １時３１分 休憩）

（午後 １時４２分 再開）

○議長（熊谷勘信議員）

再開します。休憩前に引き続き、上程中の２議案を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

お諮りします。

本件は、手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第37 各委員会の閉会中の所管（所掌）事務調査の件について～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第37「各委員会の閉会中の所管（所掌）事務調査の件について」を議題とします。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、予算決算常任委員長から所管事務に関する事項について、また、議会運営委員長、広報特別委員長、原子力発電安全対策特別委員長、議会改革特別委員長から所掌事務に関する事項について、それぞれ会議規則第75条の規定により、閉会中の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

～日程第38 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第38「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付したとおり報告し、また、派遣することにしたいと思います。なお、緊急を要する場合は議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和8年第1回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は2月26日の開会以来、本日まで22日間にわたり提案されました令和7年度各会計補正予算をはじめとして、条例の制定、改正、廃止、計画の策定、変更、令和8年度各会計予算など重要議案につきまして、終始熱心にかつ慎重に御審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

若狭町のさらなる発展を期するため、今定例会において可決されました諸議案の執行に当たりましては、適切かつ効果的な執行によりまして、住民福祉の向上につながっていくことを願うものです。

本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼申し上げ、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和8年度一般会計、特別会計、企業会計予算をはじめ、そのほか令和7年度の補正予算や条例関係などの案件につきまして、本会議並びに各常任委員会において御審議をいただき、全ての議案お認めをいただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方から賜りました御意見を踏まえ、令和8年度に向けて準備を進めるとともに、適切な予算執行を行い、着実に事業を実施してまいります。

また、中東情勢が緊迫化する中、原油価格の高騰に伴うガソリン価格の急騰をはじめ、さらなる物価高も予想されますので、町民生活や地域経済の状況に応じて対策を講じてまいりたいと考えております。

さて、卒業式も終わり、いよいよ春の行楽シーズンが到来します。町内のにぎわいが若狭町の活力となるよう、より一層の観光振興とまちづくりに努めてまいりますので、皆様方の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、町政発展のためますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（午後 1時48分 閉会）